

浦安市地域生活支援拠点運営要領

**令和3年4月
浦安市福祉部障がい事業課**

『目 次』

○用語の定義

地域生活支援拠点	P. 1
地域生活支援拠点の「整備」	P. 1
地域生活支援拠点の「整備目的」	P. 1
地域生活支援拠点の「整備手法」	P. 1
本市の地域生活支援拠点における「多機能拠点」	P. 2
本市の地域生活支援拠点における「面的整備」部分	P. 2
本市が目指す地域生活支援拠点のイメージ	P. 3
地域生活支援拠点の必要な機能	P. 4
各機能の具体的な内容	P. 4
本市が目指す地域生活支援拠点のイメージ（5つの機能を反映）	P. 5

○緊急時の受入れ・対応に係る体制について P. 6

対象者等の定義	P. 6
支援体制	P. 7
緊急時支援体制フロー	P. 9
人員配置	P. 10
周知・啓発	P. 10
加算制度	P. 11

○地域生活支援拠点における面的事業所としての登録について P. 13

○地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握 P. 14

○浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱 別 紙

○用語の定義

地域生活支援拠点

障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・要請、⑤地域の体制づくり）を持つ場所や体制のこと。

地域生活支援拠点の「整備」

地域生活支援拠点を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

地域生活支援拠点の「整備目的」

地域生活支援拠点は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

②体験の機会の提供を通じて、施設や親元からG H、一人暮らし等への生活

の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

⇒障がい者等の地域での生活を支援する。

地域生活支援拠点の「整備手法」

地域生活支援拠点の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、G Hや障がい者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」をイメージとして示している他、これらにとらわれず、地域の実情に応じた整備を行うことも可能としています。

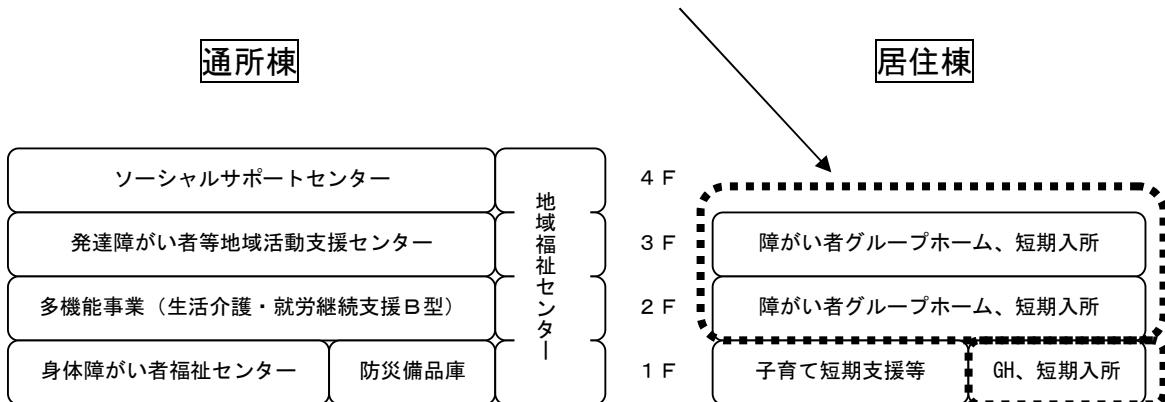
(例：「多機能拠点整備型」 + 「面的整備型」 → 「併用整備型」)

本市においては、双方の利点を活かした、「併用整備型」を採用しています。

本市の地域生活支援拠点における「多機能拠点」

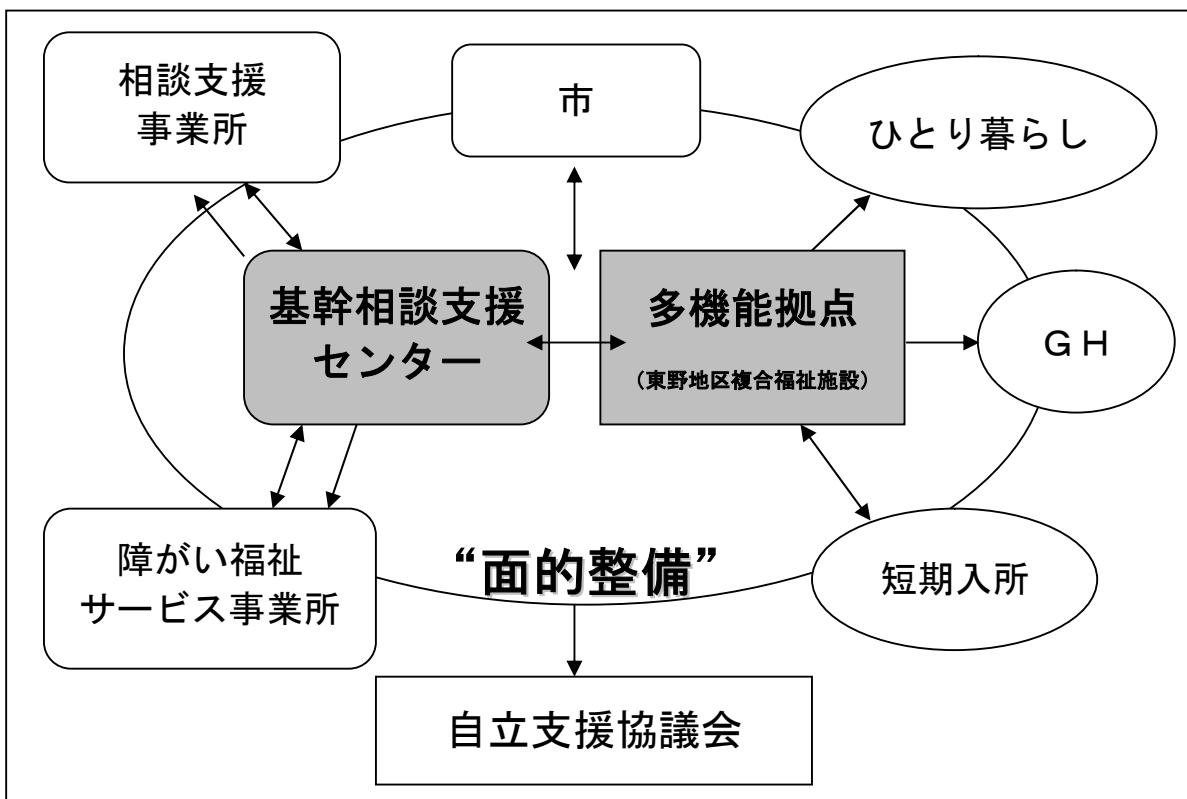
地域生活支援拠点の機能の一部を集約した、東野地区複合福祉施設居住棟の「グループホーム、短期入所」部分を指します。

居住棟のグループホーム、短期入所部分を指します。



本市の地域生活支援拠点における「面的整備」部分

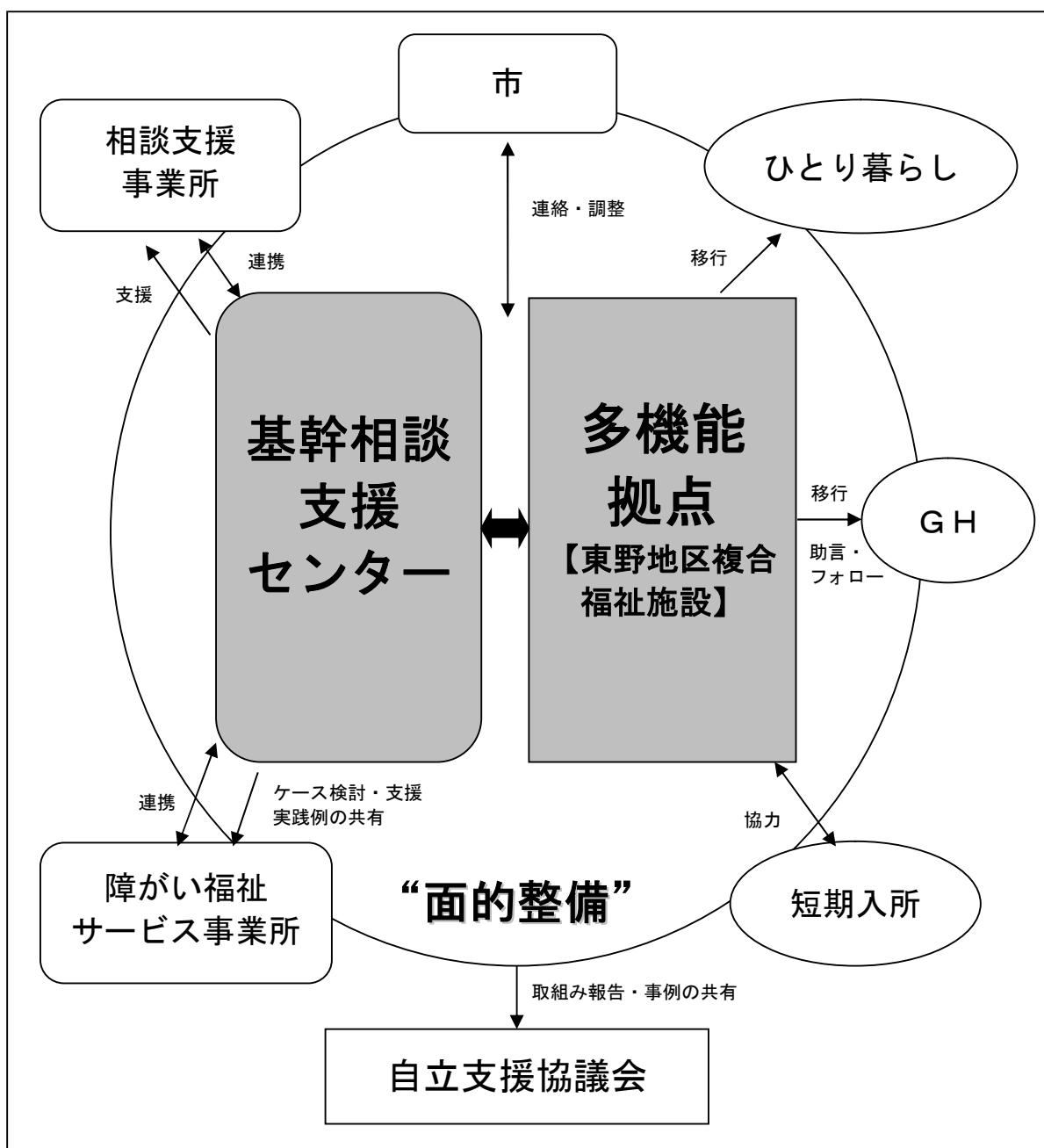
多機能拠点と基幹相談支援センターが中心（コア）となるとともに、各相談支援事業所等が相互に連携を図ります。



本市が目指す地域生活支援拠点のイメージ

併用整備型（多機能拠点と面的整備の併用型）

～入所施設のない浦安市で、多機能拠点をベースに、障がいのある人の地域生活を地域全体で支える仕組み～



地域生活支援拠点の必要な機能

障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・要請、⑤地域の体制づくりの5つの機能を備えます。

各機能の具体的な内容

【①相談】

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

【②緊急時の受け入れ・対応】

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

【③体験の機会・場】

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

【④専門的人材の確保・養成】

医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い障がいが重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

【⑤地域の体制づくり】

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

コーディネーターの役割

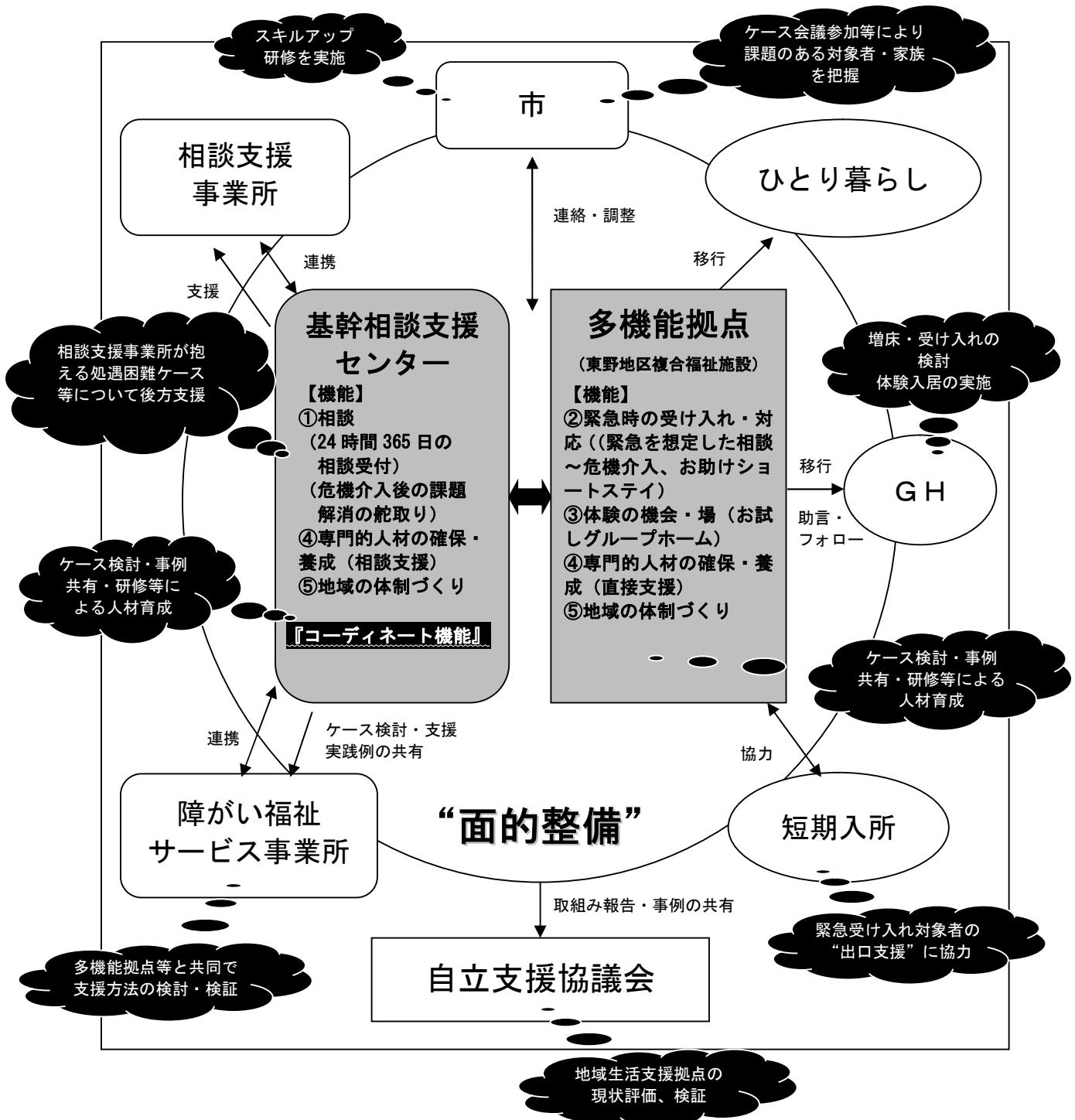
【“緊急時支援” コーディネーター】

緊急事態（介護者の急病や障がい者の状態変化等により居宅生活が困難と認められるとき）の発生時に、必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。

【“地域の体制づくり” コーディネーター】

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保（面的整備）や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

本市が目指す地域生活支援拠点のイメージ（5つの機能を反映）



○緊急時の受入れ・対応に係る体制について

緊急時の受け入れ・対応機能の具体的な内容は、『短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能』と厚生労働省の資料*にて示されています。

「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」
厚生労働省障害保健福祉部障害事業課資料より一部抜粋

本市では、地域生活支援拠点における緊急時の受入れ・対応について、次の2つの類型について規定します。

- 〔ア〕 多機能拠点において実施する緊急時支援事業（事前登録制）
- 〔イ〕 緊急時支援事業登録者以外からの緊急要請

これにより、次のとおり体制を整備します。

(1) 対象者等の定義

① 対象者

市内に住所を置き居宅（G H含む）にて生活している65歳未満の障がい児者、及び65歳以上で現に障害福祉サービスのみを利用している者
(各障害手帳所持者、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用対象者、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業利用対象児)。

② 対象とする日時

24時間365日

※初動、かけつけ対応については、次のとおりとする。

時間帯	対 応 機 関	備 考
日中（平日） ※業務時間内	<ul style="list-style-type: none">・基幹相談支援センター・多機能拠点・相談支援事業所・市（障がい福祉課、権利擁護センター等）等	居住系及び日中活動系サービスの利用中、及び担当する相談支援専門員（介護支援専門員）の業務時間内に生じた緊急事態への初期対応は、当該事業所等が行うことを原則とする。
深夜、早朝、祝日等	<ul style="list-style-type: none">・基幹相談支援センター・多機能拠点	かけつけについては、緊急時支援事業登録者を原則とする。

③ 対象とする事案

基本的には、「介護者の急病や障がい者の状態変化等により居宅生活が困難と認められるとき」が緊急対応の対象事案となる。一方で、当該業務は障がい児者本人や家族、介護者や近隣住民等が、障がい特性に配慮した緊急対応の必要性を感じて通報・連絡してくる事案を取り扱うことから、通報・連絡を受ける段階においては、事案の範囲を限定しないものとする。

(2) 支援体制

① 緊急対応事案の発生・通報

- ・本人、家族、近隣住民等が困り果てて直接相談してくるケース、夜間、休日に市から連絡が入るケース、警察等各機関からの対応依頼によるケース等を想定。

② 緊急相談（基幹相談支援センター）

- ・夜間休日を含む、24時間365日に渡る常時の連絡体制を確保する。
- ・通報を受理した場合、状況を注意深く聴き取り、必要に応じてアドバイスや情報提供等を行う。
- ・警察、救急等他機関への通報が必要と認められる場合は、通報先を案内する。
- ・緊急性が高くないと認められる場合は、日中の業務時間帯にかけ直していただくよう案内する。
- ・緊急時支援事業登録者からの緊急相談については、多機能拠点と情報共有を図る。
- ・聴き取りの結果、（原則として、出動可能な勤務時間内において）専門性を有する者による現地対応が必要と判断した場合は、相談支援事業所等と連携して出動するとともに、1名で対応可能と判断できる場合を除き、複数による支援を展開する。また、緊急時支援事業登録者からの緊急相談により、出動が必要と判断された場合については、多機能拠点と連携し、現地に出動する。

③ 緊急対応（基幹相談支援センター及び緊急時支援事業受託者）

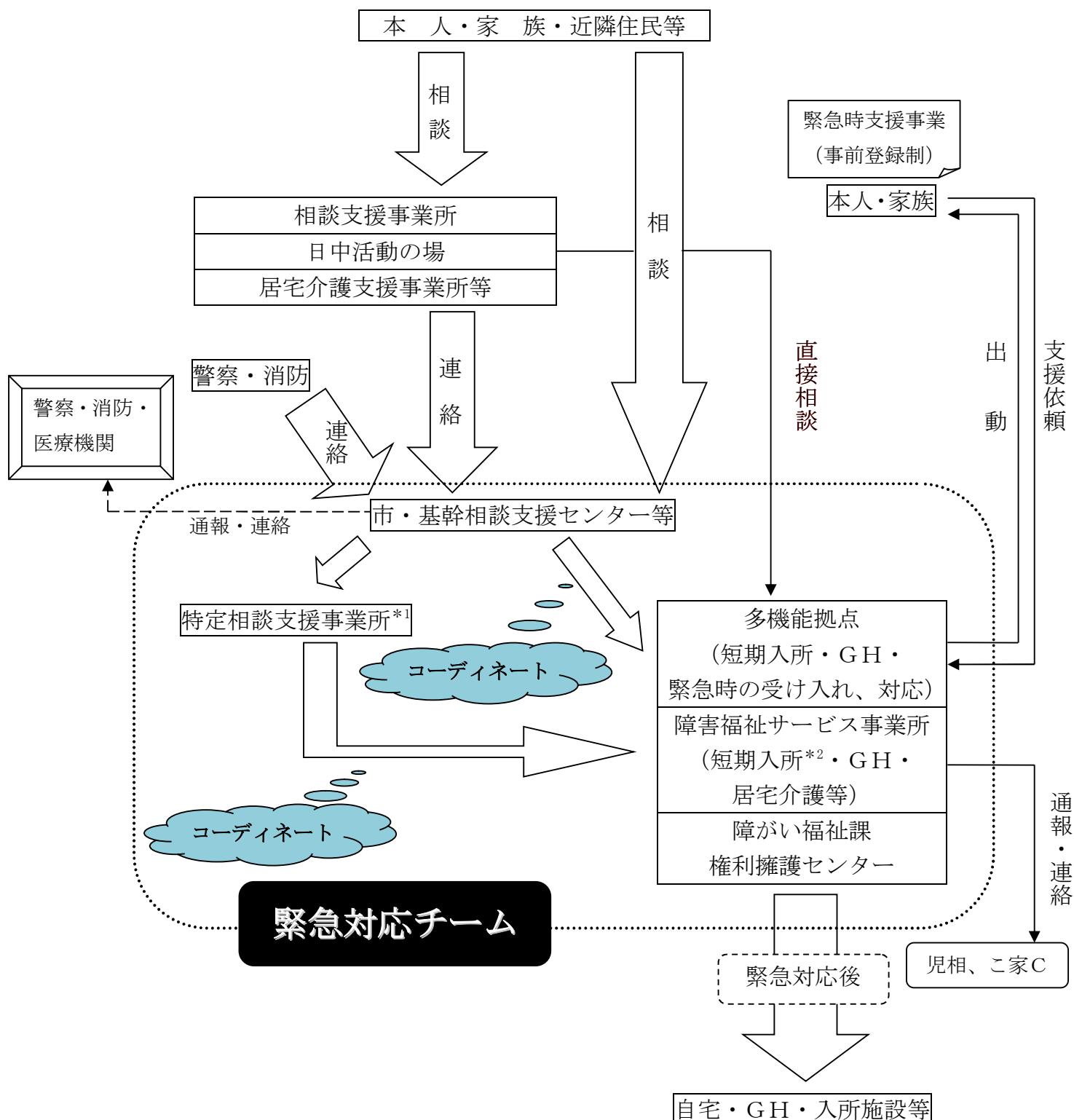
- ・基幹相談支援センターには、緊急事案に係る舵取り役としてのコーディネート機能が求められる。また、緊急対応後の出口支援を含め、事態の解決が認められるまで、一連の支援に主体的に関わる。
- ・事前登録制である緊急時支援事業を実施する多機能拠点は、24時間365日に渡る常時の出動体制を確保しつつ、通報時には必要に応じて基幹相談支援センター等と連携し現地に出動する。現地では、本人の安全確保、トラブルの収束、関係機関への連絡等に従事する。

- ・やむを得ず自宅で過ごすことが困難と認められる場合、緊急宿泊先となる短期入所施設等への送迎や付き添いを行い、状況が落ち着いたことが認められるまで、当該施設にて本人の様子を見守る。
- ・緊急時支援事業登録者以外に関する現地対応については、介護を行う者の疾病その他の緊急の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合を基本的要件とし、必要に応じて、警察、消防署、保健所等への通報を行う。また、今後も継続した支援が必要と判断される場合には、緊急時支援事業の登録を勧め、安定した支援の実現を図る。なお、65歳以上の高齢者については、地域包括支援センターへの情報提供を行い、介護保険制度における支援体制を確立するよう促す。

④ 緊急宿泊（短期入所）

- ・必要最低限の期間、短期入所サービスを提供する。期間は原則として3泊以内の利用を上限とし、本人、家族、支援者等の協議により決定する。
- ・短期入所の支給決定がある場合、当該費用は事業所から本人に請求する。
- ・短期入所の支給決定がない場合、当該費用は事業所から本人に請求し、後日、支給決定後に本人から市に対し特例介護給付費の支給を申請する。

【緊急時支援体制フロー イメージ図】



※請求可能な加算制度

- └ * 1 地域生活支援拠点等相談強化加算 (700 単位/回)
- └ * 2 緊急短期入所受入加算 (I : 180 単位/日・II : 270 単位/日)

(3) 人員配置

① 緊急相談

- ・基幹相談支援センターにおいては、24時間365日の連絡体制を構築し、業務用携帯電話の所持により、夜間休日においても常時の受電体制を確保する。

② 緊急対応（基幹相談支援センター及び多機能拠点）

- ・基幹相談支援センターは、緊急時支援事業の受託者である多機能拠点とともに緊急事案に対応し、所要の措置を講じるために必要な人員を確保する。
- ・緊急時支援事業受託者は、本人の安全確保、トラブルの収束、関係機関への通報等に従事するために、必要な人員を確保する。
- ・社会福祉士、介護福祉士等専門職による適切な対応を行う。
- ・可能な限り、同性介助に努めるものとする。

③ 緊急宿泊

- ・短期入所サービスを提供するために、必要な人員を確保するとともに、様々な障がい特性に対応可能な、相応の実務経験を有する職員を配置する。
- ・日頃から、短期入所サービスの緊急受入れを想定し、人員配置を想定しておく（医療的ケア及び医療行為が必要な場合についても留意）とともに、初めての利用受け入れにはリスクが伴うことから、緊急利用の可能性が高い対象児者には、従前から体験利用も提案しておく。
- ・可能な限り、同性介助に努めるものとする。

(4) 周知・啓発

① 役割

- ・市、基幹相談支援センター、多機能拠点及び地域生活支援拠点の面的機能を有する登録事業者等は、地域生活支援拠点で実施する事業について、積極的に周知・啓発を行うものとする。
- ・基幹相談支援センター、相談支援事業所等の支援機関は、緊急時支援事業については事前登録制であることから、把握する緊急時の支援が見込めない世帯について当該事業の登録を勧め、緊急時のかけつけ体制の確保を図る。
- ・その他、相談支援部会や市が主催する事業者説明会等において、適宜当該事業の説明を行い、事業の浸透を図る。

(5) 加算制度

[前提条件]

地域生活支援拠点の機能を担う事業所については、運営規程に拠点の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点として認めることを要する。

① 相談機能の強化

- ・特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行ったことを評価する加算。【対象：計画相談（児・者）】

«地域生活支援拠点等相談強化加算» 700 単位／回

短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算可能。

② 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- ・緊急時の受入れ・対応を行ったことを評価する加算。【対象：短期入所】

«地域生活支援拠点登録に係る加算» 100 単位／日

サービス利用開始日について、100単位を加算可能（緊急時の受入れに限らない）。

«緊急短期入所受入加算（I）» 180 単位／日（福祉型）

«緊急短期入所受入加算（II）» 270 単位／日（医療型）

介護者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、開始日から起算して7日（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にはあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算可能。
※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。

《定員超過特例加算》 50 単位／日 (10 日を限度)

「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算可能（当該期間は定員超過減算は適用しない）。

※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。

- ・緊急時の対応を行ったことを評価する加算。

【対象：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】

《緊急時対応加算》 100 単位／回

+50 単位／回 (地域生活支援拠点の場合)

【対象：自立生活援助】

《緊急時支援加算 (I)》 711 単位／日

+50 単位／回 (地域生活支援拠点の場合)

【対象：地域定着支援】

《緊急時支援費 (I)》 712 単位／日

+50 単位／回 (地域生活支援拠点の場合)

③ 体験の機会・場の機能の強化

- ・拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスや、地域移行支援、施設入所支援に関する体験利用の支援・受入れを評価する加算。

【対象：日中活動系サービス、地域移行支援、施設入所支援】

《体験利用支援加算》

【日中活動系サービス】 500 単位／日（初日から 5 日目まで）

+50 単位／日（地域生活支援拠点の場合）

250 単位／日（6 日目から 15 日目まで）

+50 単位／日（地域生活支援拠点の場合）

《体験利用加算》

【地域移行支援】 500 单位／日（初日から 5 日目まで）

+50 単位／日（地域生活支援拠点の場合）

250 単位／日（6 日目から 15 日目まで）

+50 単位／日（地域生活支援拠点の場合）

《体験宿泊支援加算》

【施設入所支援】 120 単位／日

《体験宿泊加算》

【地域移行支援】

体験宿泊加算（I） 350 単位／日

体験宿泊加算（II） 750 単位／日（夜間及び深夜における支援あり）

④ 専門的人材の確保・養成の機能の強化

- ・手厚い体制や個別特性に対応する支援を評価する加算。

【対象：生活介護】

《重度障害者支援加算》

重度障害者支援加算（II）

（一）体制を整えた場合 {強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合} 7 単位／日

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算可能（ただし、強度行動障がいを有する者が利用していない場合は加算不可）。

※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。

(二) 支援を行った場合 {強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障がいを有する者に対して個別の支援を行った場合}

180 単位／日

実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障がいを有する者に対して個別の支援を行った場合に加算可能（当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算可能）。

※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。

⑤ 地域の体制づくりの機能の強化

- ・特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算。**【対象：計画相談（児・者）】**

《地域体制強化共同支援加算》 2,000 単位／月（月1回を限度）

当該計画相談支援対象障がい者等に対して、障がい福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、自立支援協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援障がい者等1人につき、1月に1回を限度として加算可能。

○地域生活支援拠点における面的事業所としての登録について

地域生活支援拠点の面的機能を担い、協力・連携を図る事業所は、市への届出を必要とします。届出が受理され、市が管理する事業所名簿に記載された事業所については、以下の取扱いとします。

- (1) 地域生活支援拠点の面的機能の一部を担う事業所として、市のホームページ等において公表します。
- (2) 地域生活支援拠点に係る加算が請求可能となります。
- (3) 「浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金」等、市独自の補助金を受けることが可能となります。

○地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握

～P (Plan) D (Do) C (Check) A (Action) サイクルの活用～

地域生活支援拠点に必要な機能が適切に実施されているか、また、地域の実情に適しているか、様々な地域課題に対応できているか等を視点に置き、今後も十分な検討・検証を行う必要がある。

このため、定期的又は必要な時に自立支援協議会等を活用し、地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握に努めるとともに、隨時見直しを行い、機能の充実・発展を図るものとする。

〔参考資料〕

「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」

厚生労働省障害保健福祉部障害事業課資料

〔付記〕

- ・令和2年11月 作成
- ・令和3年4月 一部改正

浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第87条第1項の規定に基づく障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい特性に即した様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、浦安市基幹相談支援センターと浦安市東野地区複合福祉施設居住棟における多機能拠点を中心とし、地域の複数の事業者により機能を分担して面的な支援を行う体制（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備を推進し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、浦安市（以下「市」という。）とする。

2 第4条に規定する地域生活支援拠点の実施する事業については、千葉県が認定した指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。）、指定一般相談支援事業者（法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。）、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）（以下「事業者」という。）が行うものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則として市に居住する65歳未満の障がい児者とする。

(事業の内容等)

第4条 地域生活支援拠点は、基幹相談支援センターと多機能拠点を中心とした面的な支援を行う体制を構築するとともに、浦安市自立支援協議会等の協議の場を活用し、地域生活支援拠点に必要な以下に掲げる機能を推進する。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い障がいが重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

- 2 前項に掲げる事業の運営については、浦安市自立支援協議会等において、地域の現状分析や必要な機能の整理、地域生活支援拠点の整備方針に関する検討等を行い、事業の充実・発展を図るものとする。

(届出・認定等)

第5条 前条第1項に掲げる事業の機能を担う事業者は、運営規程に地域生活支援拠点の機能を担う旨を規定しなければならない。

- 2 事業者は、前項の運営規程を添えて、浦安市地域生活支援拠点事業所登録届出書(第1号様式)を市に提出するものとする。

- 3 前項により、市が届出書を受理した場合、速やかに認定の可否を判断し、認定する場合は浦安市地域生活支援拠点事業所登録通知書(第2号様式)を事業者に交付し、認定しない場合は文書でその旨を通知するものとする。

- 4 市は、前項の規定により認定した事業所(以下「登録事業者」という。)を、浦安市における地域生活支援拠点の機能を担う事業所名簿(第3号様式)に記載し管理するとともに、市内において共有を図るものとする。

- 5 第4条第1項の機能を担う事業所は、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に基づく加算対象となる事業の指定権者へ、浦安市地域生活支援拠点事業所登録通知書の写しとともに、運営規程の変更に伴う変更届を提出する。なお、当該事業所は、地域生活支援拠点の趣旨や担う役割を十分に理解したうえで、加算の算定が可能な場合には、適切に請求するものとする。

(変更等)

第6条 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに浦安市地域生活支援拠点事業所登録変更届出書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

(廃止等)

第7条 登録事業者は、拠点事業を廃止し、又は休止するときは、その1か月前までに浦安市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書（第5号様式）を、拠点事業を再開したときは、10日以内に当該届出書を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 事業の実施にあたっては、障がい者及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

2 この事業に従事する者又は従事した者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密及び個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点の実施する事業に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。